

独立行政法人酒類総合研究所の
中期目標期間終了時における業務・組織全般の見直しについて

令和7年8月27日
財 務 省

独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒類総研」という。）は、国税庁の行政目的である「酒税の適正かつ公平な賦課の実現」及び「酒類業の健全な発達」と密接不可分の業務を実施する独立行政法人であり、国税庁の任務遂行のための技術的基盤として、酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的としている。

この目的を踏まえ、酒類総研は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月閣議決定）（以下「独法改革基本方針」という。）等に基づく政府の独立行政法人改革の方向性及び第5期中期目標期間の評価結果等を踏まえ、業務を的確に実施していくことが求められている。

酒類総研の業務・組織については、国税庁の任務遂行のための技術的基盤としての機能を強化していくことが必要であることから、次期中期目標期間に向けて見直しを行う。

第1 基本的な考え方

1 社会経済情勢の変化

酒類業界の現状として、国内の市場は、少子高齢化や人口減少等の人口動態の変化、消費者の低価格志向、ライフスタイルや嗜好の多様化等の環境変化が生じており、酒類の課税移出数量は平成11年度をピークとして減少している。海外に目を向けると、日本産酒類の輸出金額は令和4年まで過去最高額を更新し続けていたが、世界的な物価高や一部の国・地域における消費減退等の影響で、近年横ばいで推移している。一方、酒類製造免許場数は長期的には減少傾向であったが、近年はビール、果実酒、ウイスキー等の人気の高まりから増加傾向にある。

国内外の消費者に日本産酒類の魅力を訴求するためには、商品の差別化・高付加価値化に取り組む必要があり、加えて、従来の枠にとらわれない新たな価値機軸の展開が期待される。

また、令和6年12月には「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを受け、国として、造り手の技術研鑽を支援するとともに、麴菌、酵母等の醸造用微生物に関する研究等を実施し、その成果を情報発信する等、文化の啓蒙活動が求められている。

更に、酒類業界における女性の活躍や働き方改革、環境保全や適正飲酒などの

社会的要請への対応が求められている。

2 国の施策における酒類総研の位置付け

「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）において、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とすることを目指すとして、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和7年5月30日改訂）において、酒類については清酒、ウイスキー、本格焼酎・泡盛が重点品目に選定された。さらに、「新たなクールジャパン戦略」（令和6年6月4日知的財産戦略本部）では、日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、商品の差別化・高付加価値化等に資する技術支援等を実施するとされるなど、累次の政府方針において日本産酒類の輸出促進の方針が掲げられている。

酒類は、各地域の歴史や文化との繋がりが深く、観光資源としても重要な役割を担っている。「地方創生2.0」（令和7年6月13日閣議決定）では、観光等の地域に密着した産業やサービスを支える教育・人づくりを進めるとされている。

また、「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）等において、科学技術イノベーション政策が経済、社会及び公共のための主要政策と位置付けられ、食料・農林水産物の輸出拡大に向けた科学技術の活用による国際競争力強化や、Society 5.0の実現のための研究データ基盤整備が掲げられている。近年、様々な分野において、AI技術の開発・利用が加速しており、「統合イノベーション戦略2025」（令和7年6月6日閣議決定）では、AIの利活用の推進が掲げられている。

こうした方針の下、国税庁は、酒類行政の基本的方向性を定め、適切な法執行の確保と酒類業の振興の強化（特に輸出促進）に取り組んでいる。酒類総研は、酒類業振興の取組の1つである技術支援において、重要な役割を担っている。

酒類製造者は地域経済において重要な役割を果たしているが、中小企業が大半を占め、経営基盤はもとより人材育成や研究・開発能力が脆弱である。日本産酒類の輸出促進、地方創生をはじめとする酒類業の振興において、中小企業を支援し、また、伝統的酒造りを保護する観点からも、酒類総研の役割は益々重要なものとなっている。

3 酒類総研における最近の取組と今後求められる取組

第5期中期目標期間においては、酒類総研が果たすべきミッションとして、以下の3つの柱を掲げ業務を進めてきた。

(1) 酒類産業の振興のための取組

第一の柱である「酒類産業の振興のための取組」として、①日本産酒類の競争力強化等、②酒類製造の技術基盤の強化、③酒類の品質及び安全性の確保、④酒類業界の人材育成に関して各種取組を実施している。特に①については、日本産酒類の輸出促進に向けた取組に重点を置いて実施しており、具体的に

は、流通過程における酒質変化に関する研究・調査等を実施し、国税庁と連携して、得られた研究成果や先端技術を酒造現場へ普及させ、酒類業の振興を積極的に図ってきた。

今後は、地域特性の解明によるブランド力向上や、ユネスコ無形文化遺産「伝統的酒造り」の要件である「麴」の本格焼酎・泡盛の特徴への寄与の解明による海外産蒸留酒との差別化など、日本産酒類の差別化・高付加価値化につながる研究開発をさらに拡充していく必要がある。

(2) 酒税法等の適切な運用のための取組

第二の柱である「酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の適切な運用のための取組」（以下「酒税法等の適切な運用のための取組」という。）として、日本産酒類の地域ブランドを保護し、表示制度の運用や新商品への適切な課税のため、それらを担保する分析手法の開発などに取り組んできた。

今後も、国税庁の任務遂行のための技術的基盤としての役割を果たすため、酒税法等の適切な運用のための取組を着実に進めていく必要がある。

(3) 酒類に関するナショナルセンターとしての取組

第三の柱である「酒類に関するナショナルセンターとしての取組」として、大学や公設試験研究機関等との連携を深化させてきており、例えば酒類総研を代表機関とする「日本ワインの競争力強化コンソーシアム」を形成し、栽培・醸造・ICTの各分野について研究を実施するなど、国内での酒類に関する研究の中核を担っている。また、酒類に関する正しい知識・魅力の普及として、各種広報資料を発行等に取り組んできた。

今後も、国内外の研究機関等との連携を深め、ナショナルセンターとしての機能を更に高めるとともに、酒類に関する正しい知識・魅力を普及させるため、国内外の消費者に対する分かりやすい情報発信をさらに強化していく必要がある。

第2 業務の見直し

上記基本的考え方に基づき業務の見直しを行い、第6期中期目標期間において実施すべき業務の方向性は以下のとおりとする。

1 酒類産業の振興のための取組

酒類産業の振興のための取組については、①日本産酒類の競争力強化等、②酒類に関する技術基盤の強化、③醸造技術の伝承及び酒類業界の人材育成、④酒類の品質及び安全性の確保の観点から、関係機関と連携の下、実施する。

(1) 日本産酒類の競争力強化等

日本酒の長期熟成による影響や焼酎に特徴的な香味の解明といった日本産酒類の新たな価値の創造に資する研究やAIを活用した消費者の嗜好に適合する酒類の成分設計に資する研究などの日本産酒類の競争力強化のための研究を推進する。

また、分析依頼点数が増大している輸出酒類の分析・証明事務について、国税庁等関係機関と連携して迅速に進める。

(2) 酒類に関する技術基盤の強化

「伝統的酒造り」の要件となる麴菌を含む醸造微生物や酒類の原料、清酒の特徴香等に関し、酒類製造者の技術基盤向上につながる基礎研究を実施する。これらの研究は酒類産業の振興に関する取組であるだけでなく、酒税法等の適切な運用のための取組にも通じる基礎的・基盤的研究であるとの認識の下、行政ニーズや社会経済情勢の変化に応じて新たな展開を検討する。

また、原料の産地と酒類の品質の関係や地理的表示に係る特性を解明し、それらを生かす技術開発など、既存の価値を再評価し、地域ブランドの価値を高める研究を進めていく。

(3) 醸造技術の伝承及び酒類業界の人材育成

酒類総研では、酒類業界の人材育成及び製造技術の研鑽を目的として、業界団体との共催により酒類醸造講習及び鑑評会を実施している。酒類醸造講習は明治38年から、全国新酒鑑評会は明治44年から取り組んでいる歴史ある取組であること、また令和6年12月に「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことも踏まえ、醸造技術の継承・発展を支え、醸造技術者の人材育成を図るため、引き続き酒類醸造講習及び鑑評会を実施する。酒類醸造講習の実施に当たっては、業界団体や受講生のニーズを反映させた内容とすることで実施効果の向上を図るとともに、実習以外の部分についてはオンライン化等の効率化を検討する。鑑評会については、製造技術と酒質の現状及び動向を明らかにすることで酒類の品質向上を目指すものであり、日本産酒類の競争力を更に高めていく取組となるよう、実施方法について業界団体と協議しながら取り組む。

また、関係省庁と協力し、海外の日本産酒類専門家の育成に取り組む。

(4) 酒類の品質及び安全性の確保

生もと系酒母における乳酸菌叢変遷による清酒の品質への影響に関する研究や、純粋培養酵母を用いない製造方法など、近年の新しい潮流を含む幅広い醸造方法で製造された酒類の品質の確保に関する研究を実施する。また、行政ニーズや社会経済情勢の変化に応じて、酒類の安全性の確保に関する研究を行う。

また、引き続き、国税庁が依頼する、酒類に含まれる可能性のある有害物質の分析を行う。

2 酒税法等の適切な運用のための取組

酒類の容器及び包装には、酒税の保全の観点から、当該酒類の品目等の所定の事項の表示義務が課されている。また、酒類の円滑な取引や消費者利益に資する観点から、法令に基づき、酒類の製法、品質等の表示基準を告示として定

めている。

これらの制度を担保し、ブランド価値を保護することを目的として、引き続き適正表示・適正課税に関する国税庁からの分析依頼に適切に対応するほか、これら分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究を行い、酒類の品目判定及び表示の確認に資する分析手法の確立を進める。

3 酒類に関するナショナルセンターとしての取組

我が国で唯一の酒類に関する国の研究機関として、「伝統的酒造り」技術の普及・啓発活動を含め、国内外の消費者に対して日本産酒類の魅力や特性に関する情報発信を行う中で、酒類の研究活動・成果の積極的な解説・普及といったアウトリーチ活動を行い、専門的知識の普及及び啓発を図る。

また、酒類総研に蓄積した豊富な科学的知見について、AI等の最新技術を活用しつつ、データベースの構築等により科学者が利用しやすい形で提供を行い、オープンサイエンスを進める。

上記取組については、国内各地の業界団体や大学・公設試験研究機関との連携及び産学連携のほか、海外の酒類に関する研究機関等との連携を深めることにより、酒類に関するナショナルセンターとして機能を高める。

第3 組織の見直し

酒類総研の限られた人員の中で、国税庁の任務遂行のための技術的基盤としての機能を強化していくためには、社会経済情勢等の変化に対応した酒類産業の振興のための取組や情報発信・広報に関する取組に一層注力していくことが必要であり、行政や業界のニーズ等を踏まえた業務の重みづけにより業務分担を柔軟に見直すとともに、酒類総研の体制の強化も検討する。

第4 その他

見直した業務の実施にあたっては、以下の観点を踏まえ、適切な運営の確保に努めることとする。

1 業務運営の効率化

酒類の輸出拡大に伴って増加する分析依頼や、酒類製造免許者数の増加等に伴う酒類醸造講習へのニーズなど、酒類総研に求められる業務が拡大していることから、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進等により、業務の効率化に努めるとともに、適切な組織・人員体制を整備した上で、引き続き業務について厳格な評価を行い、評価結果をフィードバックするなどPDCAサイクルを徹底し、不断の業務改善を行う。

2 職員の育成及び外部機関との連携

継続的に質の高い成果を得るためには多様な人材の確保・育成の取組が不可欠

であることから、引き続き女性・若手研究者の確保・活用を促進する。また、近年の AI 技術の開発・利用の加速や、DX の推進等の社会経済情勢に対応していくためには、専門性の高い人材が求められることから、他機関等との連携を進めるとともに、研修等を通じた人材育成策の拡充及び職員に対する適切な業績評価の推進により、持続可能な組織運営のための人材の確保・育成を図る。

3 自己収入額の確保

効率的な財務運営を進め、安定した経営に資するべく、引き続き、政府の競争的資金や民間資金等の外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、知財マネジメントなどにより、自己収入の確保を加速化する。

なお、独法改革基本方針において、「日本産酒類の輸出促進という新たな政策課題に対する取組等の業務の拡充については、中小企業に過大な負担とならないよう配慮しつつ、民間による応分の負担を求めるとともに、他の研究機関等との連携を強化する」とされていることにも留意する。

(以 上)